

「新しい自己資本比率規制の素案に対する意見募集の実施について」への意見一覧  
(自己資本比率計算)

番号	条文	意見の概要	回答
1	第2条等 (算式)  第245条 (内部格付手法を用いるための自己資本比率)	海外営業拠点を有していない金融機関が内部格付手法を適用する場合、国内基準、国際統一基準の両方の基準を満たす必要があるのか確認させていただきたい。	海外営業拠点を有していない金融機関は、まず、最低所要自己資本比率として(内部格付手法の採用の有無に関わらず)国内基準の算式に従い4%以上の自己資本比率を有することが求められています(自己資本比率が4%以上であれば早期是正措置の対象にはなりません)。また、内部格付手法は、金融機関が、まず自らのリスク量を計量化し、そのリスク量に見合う金額以上の自己資本の保有を求める枠組みであり、バーゼルⅡの計算式においては、自己資本比率8%の際に自己資本がリスク量に見合うように設計されています。このため、我が国においても、バーゼルⅡを踏まえ、内部格付手法採用行は、海外営業拠点を有していない金融機関であっても規制上の最低自己資本比率(4%)とは別に、内部格付手法の採用の条件(最低要件)として、国際統一規準行の算式に従い8%以上の自己資本比率を有することが求められています。
2	第3条第1項等 (連結の範囲)	連結財務諸表規則第5条第2項の規定を適用して連結の範囲から除かれた子会社、子法人等については新規制では全て連結という理解でよいか確認させてほしい。	銀行法第10条の2第1項第1号から第8号まで又は第10号に掲げる会社を子会社としている場合にのみ連結財務諸表規則第5条第2項の規定を適用せず、連結自己資本比率を計算する上で連結に含めることとします(現行規制と同じ取扱い)。なお、規制素案では「子法人等」となっていたところを現行規制どおり「子会社」となるよう修正致しました。
3	第5条第2項等 (基本的項目)	自己資本の基本的項目に算入できる優先出資証券を含む株式等の発行体につき、信託や、国内で発行されたものを含むことを許容することを希望する。	今回の告示改正は、バーゼルⅡを踏まえたものであり、基本的項目の定義に関する御要望は今回の改正内容に含まれておりませんが、自己資本の定義に関するバーゼル銀行監督委員会での今後の議論も踏まえつつ、中長期的な観点から検討すべき課題になり得るものと認識しております。
4	第5条第2項等 (基本的項目)	優先出資証券を基本的項目の額の15%を超えて発行した場合、その超過部分は15%超過が解消された時点で基本的項目への算入が可能となるのか。	本条文の趣旨は、銀行がステップアップ金利等を上乘せする特約を付す等先進的な資本調達手段に過度に頼ることなく最低所要自己資本比率を達成すべきという観点から、発行時点における発行総額を基本的項目の額の15%に制限するものです。したがって、「15%」に見合う算入額は、当該資本調達手段の発行時点で確定するため、御指摘の件については、不可能ということになります。

番号	条文	意見の概要	回 答
5	第5条第4項第1号、等 (基本的項目) 第6条第2項第1号等 (補完的項目)	「十分な自己資本比率」の要件について具体的に提示してほしい。	「十分な自己資本比率」とは、本規制による最低所要自己資本比率の維持は当然のことですが、各金融機関のリスクや置かれている時々の状況に応じて十分なものでなければならないと考えており、予め画一的な要件を提示することは適当ではありません。
6	第5条第4項第2号等 (基本的項目) 第6条第2項第2号等 (補完的項目)	「当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき」との記載における「資本調達」の内容を明確にしてほしい。	「当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき」の資本調達手段の妥当性は時々の状況に応じて異なり得るものであることから、予め事細かに規定することは適当ではありませんが、少なくとも当該償還前の資本調達手段と同等の質以上の資本調達手段による調達が必要と考えます。
7	第5条第4項第2号等 (基本的項目) 第6条第2項第2号等 (補完的項目)	「当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき」との記載における資本調達時期について、具体的時期を示してほしい。	「当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき」の資本調達時期については、原則として、償還と同時、もしくは償還後遅滞なく行う必要があると考えますが、時々の状況に応じて異なり得るものであることから、予め時期を定めることは適当ではありません。
8	第5条等 (基本的項目) 第6条等 (補完的項目) 第8条等 (控除項目)	「基本的項目」(第5条、第16条、第26条、第37条)及び「補完的項目」(第6条、第17条、第27条、第38条)と「控除項目」(第8条、第19条、第29条、第40条)の関係は、各種規制の制限値(「期限付劣後債務および期限付優先株」の補完的項目への算入上限(「基本的項目」の50%)、株式の保有制限(「基本的項目」の100%)等)を計算する場合、その扱いはどうなるのか。	本規制における控除項目の規定については修正致しましたので、見直し後の規制案をご覧ください。 また、本規制以外で自己資本の定義が用いられている各種規制については、当該規制の趣旨を踏まえ、今後適切な取扱いを検討します。

番号	条文	意見の概要	回 答
9	第16条第3項（基本的項目）	海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入限度については第17条第1項4号および同第2項等の要件を満たしていることを前提として、補完的項目への算入が認められると考えられるが、そのことを明確化してほしい。	御指摘のとおり算入が認められます。御指摘を踏まえ、今後解釈集等で明確にしたいと考えています。
10	第26条等（基本的項目）	規制素案においては、現行規制同様に、国内基準において、国際統一基準に規定されている基本的項目に算入可能な、海外特別目的会社が発行する優先出資証券の償還についての要件が定められていないが、国内基準の要件は現行規制と同じと考えてよいか。	基本的項目に算入可能な海外特別目的会社が発行する優先出資証券についての要件は、現行規制と同じですが、自己資本比率の算定に当たっては、国内基準行であっても自己資本告示に加えてバーゼルⅠ及びバーゼルⅡの趣旨を踏まえて適切な計算を行うことが求められていることにご留意ください。
11	第6条等（補完的項目）	新基準においても、補完的項目における一般貸倒引当金の算入限度を、国際統一基準と国内基準に異なる取扱いにするのは何故か。	国内基準行の最低所要自己資本比率は、国際統一基準行の最低所要自己資本比率の半分の4%とされていることにも鑑みて、一般貸倒引当金については、現行規制と同じく分母の0.625%（国際統一基準行の半分）を上限とします。
12	第28条等（準補完的項目）	5行目の「及び」は、「又は」ではないでしょうか。	「及び」でよいと考えています。
13	第8条第1項第2号等（控除項目）	現行規制では「従属業務を営む関連法人等」に対する出資は控除項目の対象外との認識であるが、新規制においても当該出資額は控除項目の対象外としていただきたい。	御指摘を踏まえ、修正致しました。
14	第10条第1項等（信用リスク・アセットの額への換算方法等）	それぞれ、「この章」は、「第6章」ではないでしょうか。	御指摘を踏まえ、修正致しました。